

平成29年12月1日

事業者 各位

公益財団法人新潟県埋蔵文化財調査事業団
理事長 池田 幸博

発掘調査業務委託に係る指名競争入札への参加について

当事業団が行う平成30年度発掘調査業務委託に係る指名競争入札について、参加を希望される場合は下記により書類の提出をお願いします。

ただし、入札は指名競争方式により行いますので、書類を提出していても指名されない場合があることをあらかじめご了承ください。

なお、提出書類に関する情報は、当事業団が行う遺跡発掘調査業務委託に係る入札事務においてのみ使用し、他の用途に使用することはありません。

記

1 提出書類

(1) 発掘調査業務委託入札参加申込書及び添付書類

※ 別紙「記入要領」及び「本発掘調査における民間調査組織導入に関する指針」(以下「県指針」という。)により作成してください。

(2) 暴力団等の排除に関する誓約書

2 提出期限

平成30年1月19日(金)午後5時まで

3 提出方法

下記担当へ紙媒体での送付または持参願います。

〒956-0845 新潟県新潟市秋葉区金津 93 番地 1

公益財団法人新潟県埋蔵文化財調査事業団

担当：総務課 星野

電話：0250-25-3981

FAX：0250-25-3986

メール：niigata@maibun.net

記入要領

1 「発掘調査業務委託入札参加申込書」について

- (1) 中段「建設工事等(設計コンサルタントを含む)に係る新潟県入札参加資格の有無」欄の「有」に○を付した場合は、必ずその種類を記入すること。
- (2) 中段「建設業許可の有無」欄の「有」に○を付した場合は、必ず許可番号を記入すること。
- (3) 申込書余白に、申込書内容に関する問い合わせ先を付記しておくこと。

2 様式共通事項

- (1) 調査期間や従事期間、刊行年月日や生年月日等、「年月日」を記入する際は、元号(昭和・平成等)表記で統一すること。西暦は使用しないこと。

3 様式 1-1「会社の概要」について

- (1) 上段「資本金または出資の総額」欄や「常時使用の従業員数」欄は省略せず、必ず記入すること。

4 様式 1-2「発掘調査実績」について

- (1) 貴社が直接国、都道府県、市町村（これらの者が設立した財団法人等を含む。）から元請けで受託した調査のうち、過去5年間（平成25年度から平成29年度まで）に現場発掘を終了したもの（終了予定のものを含む）を記入すること。
- (2) 「所在地」は発掘調査実施時の都道府県名と市町村名までを記入すること。
- (3) 「遺跡種類」は集落、墳墓、寺院、官衙、城館、生産（窯業、製鉄・鍛冶、鑄造、製塩、玉作、農業など）、貝塚、洞穴、道路・交通、庭園、祭祀・信仰などから遺跡を代表するものを記入すること。
- (4) 「立地・土質」の「立地」は丘陵、河岸段丘、自然堤防、沖積など、「土質」は粘質土、シルト、ロームなど調査か所を代表するものを記入すること。
- (5) 「調査期間」欄は整理期間も含めた契約期間とし、「(実質調査期間)」は実際に発掘調査現地で発掘作業を行った期間を記入すること（整理期間を含めない）。
- (6) 「発注者」は部署まで記入すること（●●市教育委員会）。
- (7) 試掘調査・確認調査の場合、「調査面積」欄には調査対象面積でなく、実質調査した面積を記入すること。
- (8) 「受注形態」は一括委託、支援委託の別を記入することとし、下請けや調査員の派遣等、申請者が発注者と直接契約していない調査は記入しないこと。
- (9) 「備考」には当該調査実績が試掘調査、確認調査、本発掘調査のいずれかを記入すること。

5 様式 1-3「発掘調査報告書刊行歴」について

- (1) 貴社が行った発掘調査に係る報告書で、過去5年間（平成25年度から平成29年度まで）に刊行したもの（刊行予定のものを含む。）を記入すること。
- (2) 「発行機関」が教育委員会の場合は都道府県から記入すること。

- (3) 「執筆か所」は、全部、序文を除く全部、Ⅱ章（遺跡の環境・周辺の遺跡）、Ⅲ章（遺構）など具体的な執筆内容が分かるように記入すること。
- (4) 報告書が未刊行（平成 29 年 12 月段階）の場合、「備考」欄に刊行予定年月を記入すること。
なお、刊行未定の場合はその旨を記入すること。

6 様式 2-1「発掘調査担当者・発掘調査員・土木作業管理者名簿」について

- (1) 受注時に現場へ配置可能な職員を記入すること。
- (2) 「発掘調査担当者・発掘調査員・土木作業管理者」の要件は、県指針 2 によること。
- (3) 「雇用形態」欄は、次の表から選んで記入すること。

区 分	説 明
正 社 員	週 38 時間 45 分以上の執務を行い、健康保険・厚生年金に加入し、雇用保険被保険者資格取得届を行っている者をいう。指揮命令権は雇用会社にある。
派遣社員	労働者派遣法に基づき派遣元会社と労働契約を結び、派遣元会社が派遣先会社から請け負った業務を派遣先で行う者をいう。指揮命令権は派遣先会社にある。
契約社員	個人又は他社の社員が受け入れた会社と期間を定めた労働契約を結んでいる者をいう。指揮命令権は受入会社にある。
出向社員	在籍する会社の命令により、出向元会社の在籍のまま又は移籍して出向先から給与を受ける者をいう。指揮命令権は出向先にある。

- (4) 発掘調査担当者と土木作業管理者については、入札参加希望者との直接雇用を確認するため、健康保険被保険者証の写しを添付すること。
- (5) 入札参加申込書提出後に、様式 2-1「発掘調査担当者・発掘調査員・土木作業管理者名簿」の記載事項に追加又は変更があった場合は、その都度変更届と様式 2-1（2）「発掘調査担当者・発掘調査員・土木作業管理者変更名簿」を提出すること。
その場合、追加又は変更する職員についてのみ記入すること。
- (6) 「種別」欄は、発掘調査担当者、発掘調査員又は、土木作業管理者のいずれかを記入すること。
- (7) 「専門分野」欄は、発掘調査担当者又は発掘調査員の場合で、専門分野（年代等）があれば、記入すること。
- (8) 「資格」欄は、土木作業管理者として必要な資格を記入すること。

7 様式 2-2「発掘調査担当者・発掘調査員の履歴」について

- (1) 上段「調査経験月通算」欄は、現地調査と整理作業の合算経験月を記入すること。
また、「(卒業後通算)」欄は、調査経験月通算の内数であり、卒業後の調査経験月を表す。
また、調査経験月数は、「従事期間」欄の合計と原則一致する。

- (2) 「所在地」は4(2)、「立地」は4(4)に同じとする。
- (3) 試掘調査・確認調査の「調査面積」は4(7)に同じとする。
- (4) 「発掘調査歴」欄右側(3段書のか所)は、次により記入すること。

〔上段〕所属・身分等：派遣されている場合は派遣先の所属・身分を記入すること(契約・出向も同じ)。

記入例 「〇〇大学 学生」
「△△教委 主任」
「□□会社 調査係長」 など

〔中段〕該当するものにすべて○を付ける。

発掘：現場における発掘調査

整理：発掘調査後の整理作業

執筆：執筆の有無 → 様式2-4と連動する。逆に様式2-4に執筆歴があるものは様式2-2にも記入すること。

編集：調査担当者等で、報告書刊行における編集責任者(通常、報告書1冊に編集責任者1名)

〔下段〕該当するものに○を付ける。

その調査に対して、発掘調査担当者又は、発掘調査員でない場合は、すべて「その他」に○を付すこと。

- (5) 「従事期間」は、現地発掘調査期間及び整理作業期間を含む。また、執筆のみの場合(正式な調査組織員でなく、部分執筆した場合は執筆年度のみを記入し、期間は記入不要。また、その調査での現地調査月と整理作業月を記すこと。

8 様式2-3「土木作業管理者の履歴」について

- (1) 土木作業管理者として必要な次の資格証のコピーを添付すること。
- ・建設業法第26条第1項に規定する主任技術者
 - ・地山掘削作業主任者
 - ・土止め支保工作業主任者
- (2) 「所在地・立地」及び「調査面積」は4(2)、4(4)及び4(7)に同じとする。

9 様式2-4「発掘調査担当者・発掘調査員の報告書執筆歴」について

- (1) 過去に執筆したものすべてを記入すること。
- (2) 「執筆か所」欄は、詳細に記入すること。

記入例 ○ 第●章 遺構
○ 第●章 遺物
○ 第●章 総括 等
× 一部 (←どの部分の内容を執筆したか分からない)

- (3) 報告書が未刊行(平成29年12月段階)の場合は、5(4)に同じとする。
- (4) 様式2-2「発掘調査担当者・発掘調査員の履歴」の下表右側3段列中段と一致すること。
- (5) 正式な調査組織員でなく、部分執筆した場合も記入すること。

10 様式 2-5「発掘調査担当者・発掘調査員の個人業績」について

- (1) 過去の業績を記入すること。
- (2) 個人業績が未刊行（平成 29 年 12 月段階）の場合、5 (4) と同じとする。

11 過去の誤記入例

- 様式 2-1 の発掘調査担当者、発掘調査員が、他社と重複している。
- 様式 2-1、様式 2-2、様式 2-4 に発掘担当者及び発掘調査員の要件を満たさない者を記入している（様式 2-1「種別」に「調査員補助」と記入）。
- 様式 2-2「調査経験月通算」が「卒業後通算」より短期間。
- 様式 2-2「立地」が未記入または土質を記入している。
- 様式 2-2「調査面積」が未記入。
- 様式 2-2「所属・身分等」の記入に不適切な表現を使用。
- 編集責任者（7 (4)）でないのに様式 2-2 の編集に○を付けている。
- 様式 2-2 と様式 2-4 の記載内容に整合性がない。
- 様式 2-4 に執筆歴があるにもかかわらず、様式 2-2 の整理、執筆、編集のいずれにも○がない。
- 様式 2-4「刊行年」が未記入。
- 様式 2-4「執筆か所」が不明瞭表現。
- 様式 2-4 に記された遺跡が様式 2-2 に記載されていない。

本発掘調査における民間調査組織導入に関する指針

平成16年3月24日

新潟県教育委員会教育長

1 趣 旨

この指針は、文化財保護法（以下「法」という。）、平成10年9月29日付け文化庁次長通知「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について（通知）」及び新潟県埋蔵文化財事務取扱要綱（平成13年3月31日制定 以下「県事務取扱要綱」という。）に基づき、土木工事等に伴う記録作成を目的とする本発掘調査において、埋蔵文化財の発掘調査事業を目的とする営利法人（以下「民間調査組織」という。）を導入する場合に必要な事項を定めるものである。

2 民間調査組織の要件

民間調査組織とは定款に発掘調査業務が明記され、かつ発掘調査について十分な資質を有する発掘調査担当者、発掘調査員及び土木作業管理者を常時雇用している営利法人とする。発掘調査担当者、発掘調査員及び土木作業管理者の要件は以下のとおりとする。

（1）発掘調査担当者

発掘調査担当者とは、考古学の専門的知識・調査技術の両面で調査の対象となる遺跡について発掘調査の実施に十分な能力と経験を有し、全体の作業を掌握して発掘調査の全工程を適切に進行させることができるとともに、新潟県教育委員会（以下「県教委」という。）発行の発掘調査報告書と同レベル程度の内容のものを適切に作成できる者とする。

原則として、次のいずれかに該当する者であること。

ア 法第99条の規定による通知や法第92条に基づく届出で、発掘調査担当者として県教委に受理された経験をもつ者であり、かつ過去に発掘調査担当者となった遺跡の調査を適切に完了している者とする。

ただし、県事務取扱要綱第8条の2による確認で、発掘調査担当者として適切でないと判断された場合はこの限りでない。

イ ア以外の者

1) 大学（4年制）若しくは大学院で考古学を専攻した者

卒業（修了）後、発掘調査担当者又は、発掘調査員として実質2年以上の発掘調査経験を有し、2冊以上の報告書主要項目（遺構、遺物、総括等とし、調査経緯、調査経過、遺跡の立地等は含まない。以下同じ。）の執筆歴がある者。

2) 1) 以外の者

発掘調査担当者又は発掘調査員として実質5年以上の発掘調査経験と、5冊以上の報告書主要項目の執筆歴がある者。

（2）発掘調査員

発掘調査員とは考古学の専門的知識・調査技術の両面で、調査の対象となる遺跡について発掘調査を実施する能力と経験を有し、発掘調査担当者の指示に基づき、発掘調査現場の作業を掌握して発掘調査を適

切に進行させることができるとともに、県教委発行の発掘調査報告書と同レベル程度の内容を有するものを適切に作成できる者とする。

原則として以下の要件を満たす者とする。

ア 大学（４年制）若しくは大学院で考古学を専攻した者

実質１年以上の発掘調査経験があり、報告書主要項目の執筆歴がある者。

イ ア以外の者

実質３年以上の発掘調査経験があり、２冊以上の報告書主要項目の執筆歴がある者。

（３）土木作業管理者

土木作業管理者とは、現場に常駐して全体の作業を掌握し、発掘調査担当者の指示に従って安全管理・危険防止・機械掘削・人力掘削等の指揮監督を行い、発掘調査を適切に進行させることができる者とする。

具体的には以下の資格を全て有する者とする。

- ・建設業法第26条第１項に規定する主任技術者の資格
- ・地山掘削作業主任者
- ・土止め支保工作業主任者

3 民間調査組織が留意すべき事項

（１）発掘調査担当者の変更

発掘調査は調査報告書の刊行をもって終了するものであることから、発掘調査から報告書作成までを同じ発掘調査担当者が行うことが望ましいものであり、特別な事情を除き発掘調査担当者の変更を行わないものとする。

（２）発掘調査担当者の複数担当

発掘調査担当者は現場に常駐し、全体作業を掌握して発掘調査の全工程を適切に進行させる必要があることから、原則として同一時期に複数の発掘調査や発掘調査と報告書作成業務を行わないものとする。ただし、発掘調査計画を対比した結果、複数の業務が適切に遂行できる場合はこの限りでない。

4 民間調査組織に求める書類

発掘調査の円滑な実施のため、適宜、次の書類の提出を求めることとする。

- ① 組織の概要（組織の発掘調査実績・報告書作成実績）【様式１】
- ② 発掘調査担当者・発掘調査員・調査補助員・土木作業管理者の他、各種資格保有者名簿及び経歴【様式２】
- ③ 調査方法・期間
- ④ 調査期間中における調査人員の配置状況
- ⑤ 調査経費及び積算根拠

5 民間調査組織を導入した際の遵守事項

適切な発掘調査の実施には、現地発掘作業終了時のみの確認作業では判断できないため、調査の各工程で細部にわたる徹底した管理を行うこととする。これは、調査終了後に記録類の不備等が確認されても、現地発掘作業をやり直すことができないという発掘調査が元来持ち合わせている特質のためであり、具体的な管理は以下のとおりとする。

(1) 管理監督

定期的に以下の管理を行うこととする。

- ア 包含層掘削や、遺構の検出・掘削が適切な方法で行われていること
- イ 遺物包含層と遺構の時代・時期が適切に捉えられていること
- ウ 写真・図面等の記録類が適切に作成されていること
- エ 各工程で調査遺跡の性格が適切に捉えられていること
- オ 安全管理が適切に行われていること

(2) 是正指示

現地発掘作業において上記の事柄が適切に行われていない場合は、速やかに是正を指示することとする。このような指示の後においても、適切な発掘調査が実施されない場合は、発掘調査担当者の交代等、具体的な改善策を講じることとする。

なお、報告書の作成も同様に、適正な作成状況が認められない場合は、「記録保存のための発掘調査」という主旨から逸脱するため、作成のやり直しを指示することとする。

(3) 現地発掘作業の完了検査

定期的な管理により記録保存として十分な記録類が適切に作成され、調査の目的が達せられた場合に現地発掘調査作業が完了したものとする。

6 施行時期

この指針は、平成16年4月1日から施行する。